

報道資料



平成24年10月16日  
総務省九州管区行政評価局

精神障害者もバスの割引が受けられるようにしてほしい  
行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん

総務省九州管区行政評価局（局長：菅 宜紀）は、下記の行政相談を契機に調査を行うとともに、民間の有識者を構成員とする行政苦情救済推進会議（座長：石森久広 西南学院大学大学院法務研究科教授）に諮りました。

その検討結果を踏まえ、平成24年10月16日、九州運輸局に対し、身体障害者及び知的障害者を対象として実施している割引制度の適用について、精神障害者についても適用の対象とすることについて、路線バス事業者に対し引き続き理解と協力を求めるよう、あっせんを行いました。

【行政相談の要旨】

私はA市に住んでおり、娘が精神障害者で精神障害者保健福祉手帳（2級）を保有している。  
娘は自動車の運転ができないため、外出する際にはバスを利用しているが、身体障害者や知的障害者と異なり、精神障害者には運賃割引が適用されていない。  
他県では、精神障害者にもバスの運賃割引が適用されているとのことであり、県内の一部のバス会社でも精神障害者割引が適用されていることが分かったので、全てのバス会社で精神障害者割引が適用されるよう働きかけてほしい。

【当局の実情把握結果】

1 障害者とは

障害者基本法（昭和45年法律第84号）によれば、障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされており、身体障害者、知的障害者及び精神障害者は同じ位置付けとなっている。

2 バス事業者による割引の実施状況

九州の路線バス事業者61社による障害者割引の実施状況は次のとおり。  
・精神障害者割引を実施していない事業者が約半数見られる。  
・地域による違いが見られる。

表 路線バス事業者による障害者割引の実施状況（単位：社、％）

区分 県	事業者数	身体障害者・知的障害者割引 を実施している事業者数	精神障害者割引を 実施している事業者数
福岡	13	13(100.0%)	1( 7.7%)
佐賀	4	4(100.0%)	3( 75.0%)
長崎	15	15(100.0%)	15(100.0%)
熊本	7	7(100.0%)	7(100.0%)
大分	9	9(100.0%)	0( 0.0%)
宮崎	1	1(100.0%)	1(100.0%)
鹿児島	12	12(100.0%)	3( 25.0%)
計	61	61(100.0%)	30( 49.2%)

(注) 1 平成24年10月1日現在。

2 九州運輸局への照会結果に基づき作成。

3 精神障害者に関する社会の動き

(1) 標準運送約款は精神障害者割引を明記

国土交通大臣が定める一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（注）が改正され、従来から記載されていた身体障害者及び知的障害者に加え、新たに精神障害者に対する割引が明記された。

(注) 標準運送約款とは、運送約款に定める事項を分かりやすく例示したものである。

一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、標準運送約款と同一の運送約款を定めた場合は、国土交通大臣の認可を受けたものとみなされる。

(2) 精神障害者の就職件数等が増加

厚生労働省がまとめた平成23年度の障害者への職業紹介状況を見ると、障害者の新規求職申込件数、ハローワークを通じた障害者の就職件数ともに、全ての障害種別で増加しており、特に精神障害者の件数が大きく伸びている。

出典：総務省

(3) 精神障害者の雇用を義務付ける方針

障害者雇用に関する厚生労働省の有識者研究会は、民間企業などへの雇用義務の対象に精神障害者を加えるよう求める内容の報告書を取りまとめており、これを受けて、厚生労働省は、障害者雇用促進法の改正に向けた手続を始めるとの報道がある。

【行政苦情救済推進会議の意見要旨】

障害者の自立及び社会参加の支援等を目的とする障害者基本法では、精神障害者と身体障害者又は知的障害者との間で位置付けは異なるものとはなっていない。

一方で、障害者の就職件数、特に精神障害者の就職件数が大きく伸びており、また、民間企業などへの雇用義務の対象に精神障害者を加える方向で障害者雇用促進法を改正する動きも見られるなど、精神障害者の社会参加が進んでいる状況がうかがえる。

このような状況を踏まえると、精神障害者のみ割引の対象から除外している現在の状況は、他の障害者との公平性に欠けると考えられる。

なお、障害者や高齢者などの社会的弱者が増加している状況があり、事業者だけに精神障害者割引に伴う経済的負担を強いるのは厳しい面もあることから、障害者による自助努力を求めたり、運賃割引に伴う運賃の減収分を行政と民間事業者がどのように負担するか検討する余地がある。

【あっせん】

九州運輸局は、一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、身体障害者及び知的障害者を対象として実施している割引制度の適用について、精神障害者についても適用の対象とすることについて引き続き理解と協力を求めること。

【行政苦情救済推進会議】

救済が困難な相談事案や行政運営の改善を要する相談事案の処理に当たり、民間有識者の意見を反映させることを目的に設置しているもので、大学教授、弁護士、マスコミ、経済団体関係者等の委員で構成されています。

(行政苦情救済推進会議構成員)

石森 久広 (西南学院大学大学院法務研究科教授 (座長))  
久留 百合子 (消費生活アドバイザー)  
岸本 正廣 (福岡行政相談委員協議会会長)  
辻井 治 (弁護士)  
森本 廣 (九州経済調査協会理事長)  
中川 茂 (西日本新聞社特別論説委員)

担 当： 首席行政相談官 古賀 立樹

電 話： 092-431-7081 (代表)